

JIS

くぎ

JIS A 5508 : 2026

(JWPA)

令和 8 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小山 明 男	明治大学
(委員)	稲 葉 佳 彦	独立行政法人住宅金融支援機構
	太 田 啓 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	加 藤 徳 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	木 村 たま代	主婦連合会
	古 賀 純 子	芝浦工業大学
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	高 橋 幹 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社竹中工務店)
	高 橋 光 明	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	花 島 完 治	断熱・保温規格協議会
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.9.22 改正：令和 8.1.20

官 報 掲 載 日：令和 8.1.20

原 案 作 成 者：線材製品協会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-5311)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 小山 明男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び記号	1
5 品質	2
5.1 外観	2
5.2 胴部の曲がり	3
5.3 表面処理	3
6 形状	3
7 寸法及び許容差	3
8 材料	3
8.1 鉄線	3
8.2 ステンレス鋼線	3
9 試験	3
9.1 外観及び形状	3
9.2 胴部の曲がり	3
9.3 表面処理	4
9.4 寸法	4
10 検査	4
11 呼びの表し方	4
12 表示	5
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	22
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、線材製品協会（JWPA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 5508:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 8 年 7 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5508:2009** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

くぎ

Nails

1 適用範囲

この規格は、主として一般に使用する単体のくぎ、及び自動くぎ打機用の連結くぎのくぎ本体について規定する。なお、連結くぎについては、連結材料、連結方法及び連結状態といったくぎ本体以外の特性については、規定していない。

また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照表を、**附属書 A** に記載する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 7502** マイクロメータ
- JIS B 7503** ダイヤルゲージ
- JIS B 7507** 製品の幾何特性仕様（GPS）—寸法測定機—ノギス
- JIS G 3532** 鉄線
- JIS G 4309** ステンレス鋼線
- JIS H 8610** 電気亜鉛めっき
- JIS H 8641** 溶融亜鉛めっき
- JIS Z 8401** 数値の丸め方

3 用語及び定義

この規格には、定義する用語はない。

4 種類及び記号

くぎの種類及び記号は、**表 1** による。また、くぎは、頭部並びに胴部及び先端部の形状によって、**表 2** 及び**表 3** のとおり区分する。